

平成30年4月12日

各位

周防大島町病院事業局

病院事業管理者 石原 得博

周防大島町立東和病院の不正経理及び着服横領事件に係る
管理監督者の処分について

このたび、周防大島町立東和病院の不正経理及び着服事件に係る管理監督者の処分について、周防大島町職員分限懲戒審査委員会の審査結果を踏まえて、下記のとおり関係職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせいたします。

元職員の不祥事につきましては、改めて、町立東和病院をご利用いただいています患者さん、ご家族の皆様をはじめ、町民の皆様及び関係者の皆様に多大なご不安とご迷惑をおかけしましたことを心からお詫び申し上げます。

すでに一部については、防止策を講じていますが、今後も管理体制を強化し、更なる再発防止に向けて取り組んでまいります。また、再発防止対策の有効性を外部有識者による確認をしていただきたいと思いますと思っています。

今後このような事件が起きないように、職員の育成に努め、「真面目に、誠実に、地道に、謙虚に、そして確実に」、地域住民の皆様には安全・安心な医療・介護・福祉を提供するために、親しまれ、愛され、信頼される組織になれるよう、職員一同、信頼回復に努めてまいります。

記

1 事件の概要

元職員（平成29年11月30日懲戒免職）は、周防大島町立東和病院において窓口業務のほか、会計業務（主担当）、庶務業務に従事していたが、平成28年8月14日から平成29年10月30日までの間（平成28年9月及び10月を除く。）、窓口業務及び会計業務に従事するにあたり、自己の用途に充てるため、現金16,957,450円を横

領したものであり、平成 30 年 1 月 24 日に告訴状が受理されました。

元職員の行為により、周防大島町病院事業局に損害を与えたことについて、地方公営企業法第 34 条の規定に基づき、平成 30 年 2 月 8 日に監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、平成 30 年 3 月 23 日に監査委員から決定の通知がありました。それに基づき、元職員に請求（損害額 16,957,450 円に遅延損害金 644,316 円を付した総額 17,601,766 円）し、平成 30 年 4 月 5 日に全額弁済されました。そのことを踏まえて、平成 30 年 4 月 6 日に周防大島町職員分限懲戒審査委員会の開催を依頼し、平成 30 年 4 月 10 日の審査結果を踏まえ、当該期間の管理監督者の懲戒処分を行いました。

2 処分の概要

周防大島町立東和病院職員

| | |
|--------------|-----------------|
| 病院長 | 減給 10 分の 1（2 月） |
| 事務長 | 減給 10 分の 1（2 月） |
| 前事務長補佐兼企業出納員 | 減給 10 分の 1（1 月） |
| 元事務長補佐兼企業出納員 | 減給 10 分の 1（1 月） |
| 元主事 | 戒告 |

処分年月日 平成 30 年 4 月 11 日

3 特別職の自主返納

周防大島町病院事業管理者は、今回の不祥事に対する責任を重く受け止め、給料の 10 分の 1 を 2 月、自主返納する。